

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、青森県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
はたはた固定式刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	西共第 20 号共同漁業権漁場の区域	11 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで	西共第 20 号共同漁業権の組合員行使権者
たら固定式刺し網漁業	定めなし	15 トン未満	定めなし	別記操業区域の 1	12 月 10 日から翌年 2 月 20 日まで	1 西津軽郡に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
		10 トン未満	定めなし	別記操業区域の 2	1 月 15 日から 2 月 25 日まで	1 八戸市及び階上町に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
さめ固定式刺し網漁業	定めなし	20 トン未満	定めなし	別記操業区域の 3	11 月 15 日から翌年 2 月 28 日まで	1 中泊町に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
				別記操業区域の 4	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日	佐井村漁業協同組合所属の

					まで	組合員
				別記操業区域の 5		奥戸漁業協同組合の組合員
				別記操業区域の 6		大間漁業協同組合の組合員
ほっけ・めばる固定式刺し網漁業	定めなし	15 トン未満	定めなし	別記操業区域の 7	3 月 1 日から 4 月 30 日まで	深浦町に住所を有する者
なまこ固定式刺し網漁業	定めなし	5 トン未満	定めなし	西共第 33 号共同漁業権漁場の区域	10 月 1 日から 翌年 4 月 30 日まで	西共第 33 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 35 号共同漁業権漁場の区域		西共第 35 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 41 号共同漁業権漁場の区域		西共第 41 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 43 号共同漁業権漁場の区域		西共第 43 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 45 号共同漁業権漁場の区域。ただし、港湾区域を除く		西共第 45 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 47 号共同漁業権漁場の区域。ただし、港湾区域を除く。		西共第 47 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 49 号共同漁業権漁場の区域		西共第 49 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 51 号共同漁業権漁場の区域のうち、むつ市大字奥内と大字田名部との境に設置した標柱から真方位		西共第 51 号共同漁業権の組合員行使権者

				228度の線以南の区域		
				西共第51号共同漁権漁場の区域のうち、むつ市大字田名部、下北ふ頭南端から真方位168度30分の線以西の区域。ただし、港湾区域を除く		
				西共第53号共同漁権漁場の区域。ただし、港湾区域を除く		西共第53号共同漁業権の組合員行使権者
かれい固定式刺し網漁業	定めなし	5トン未満	定めなし	陸奥湾海域。ただし、共同及び区画漁業権漁場の区域並びに青森港の港域を除く	8月1日から翌年7月31日まで	1 外ヶ浜町、蓬田村、青森市、平内町、野辺地町、横浜町、むつ市に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
		20トン未満	定めなし	別記操業区域の8	12月1日から翌年4月30日まで	佐井村漁業協同組合の組合員
				別記操業区域の9		奥戸漁業協同組合の組合員
				別記操業区域の10		大間漁業協同組合の組合員
5トン未満	定めなし	別記操業区域の11	1月15日から4月30日まで	1 階上町、八戸市、おいらせ町又は三沢市に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受け		

						た漁船の使用 者
ばばがれい 固定式刺し 網漁業	定めなし	10トン未満	定めなし	別記操業区域の12	2月1日から 4月30日まで	白糠又は小田 野沢漁業協同 組合の組合員
		15トン未満		別記操業区域の13	2月1日から 3月31日まで	泊漁業協同組 合の組合員
あんこう固 定式刺し網 漁業	定めなし	20トン未満	定めなし	別記操業区域の14	12月15日から 翌年3月31日 まで	下風呂漁業協 同組合の組合 員
				別記操業区域の15		易国間漁業協 同組合の組合 員
				別記操業区域の16		蛇浦漁業協同 組合の組合員

別記 操業区域

- 1 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 - ア 青森県と秋田県との県境にある須郷埼突端から真方位 282 度 16,300 メートルの点
 - イ 須郷埼突端から真方位 285 度 13,000 メートルの点
 - ウ 西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点から真方位 206 度 6,900 メートルの点
 - エ 鱸作埼灯台中心点から真方位 227 度 9,100 メートルの点

- 2 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域
 - ア 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 7.0 海里の点
 - イ 鮫角灯台中心点から真方位 90 度 9.2 海里の点
 - ウ 鮫角灯台中心点から真方位 82 度 12.2 海里の点
 - エ 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 10.5 海里の点

- 3 A区域

次の点イ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

 - (1) 基点 北津軽郡中泊町小泊埼北灯台
 - (2) 点の位置
 - イ 基点から磁針方位 270 度 8.5 海里の点
 - ロ 基点から磁針方位 270 度 12 海里の点
 - ハ 点ロから磁針方位 320 度の線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台正西の線との交点
 - ニ 点イから北海道松前郡札前村ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛

埼灯台正西の線との交点

C区域

次の点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ3直線を最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場の区域及び小泊漁港北防波堤灯台から北海道松前郡札前埼を見通した線上同灯台から4,200メートルの点（大型漁礁設置中心部）から1,000メートル以内の区域を除く。

- イ 東津軽郡外ヶ浜町竜飛灯台中心点
- ロ イから正西の線上3.3海里の点
- ハ 二から磁針方位270度2,800メートルの点
- ニ 北津軽郡中泊町小泊岬灯台中心点

- 4 次の基点1、点イ、ロ、ハ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び48号の共同漁業権漁場を除いた区域

基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村大字蛇浦との境の川中石に設置した標柱

基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱

点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点

点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点

点ハ 弁天島北端標柱から真方位282度30分6,500メートルの点

- 5 次の基点1、点イ、ロ、ニ、ホ、へ、ト、ハ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び48号の共同漁業権漁場を除いた区域

基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村大字蛇浦との境の川中石に設置した標柱

基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱

基点3 下北郡大間町大字大間と同町大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

基点4 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻埼に設置した標柱

点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点

点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点

点ハ 基点2から真方位282度30分6,500メートルの点

点ニ 基点3から真方位270度30分6,500メートルの点

点ホ 基点3から真方位270度30分12,000メートルの点

点へ 基点4から真方位272度30分12,000メートルの点

点ト 基点4から真方位270度30分6,500メートルの点

- 6 次の基点1、点イ、ロ、ハ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によ

って囲まれた区域の内、東共第 44 号、同 46 号及び 48 号の共同漁業権漁場を除いた区域

基点 1 下北郡大間町と同郡風間浦村大字蛇浦との境の川中石に設置した標柱

基点 2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱

点イ 基点 1 から真方位 38 度 30 分 6,500 メートルの点

点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位 342 度 30 分 6,500 メートルの点

点ハ 弁天島北端標柱から真方位 282 度 30 分 6,500 メートルの点

7 次の世界測地系で表した点ア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域とする。

ア 北緯 40 度 28.50 分、東経 139 度 38.28 分の点

イ 北緯 40 度 28.58 分、東経 139 度 47.40 分の点

ウ 北緯 40 度 25.70 分、東経 139 度 47.60 分の点

エ 北緯 40 度 25.70 分、東経 139 度 38.25 分の点

8 次の基点 1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点 2 を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第 44 号、同 46 号及び 48 号の共同漁業権漁場を除いた区域。

基点 1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱

基点 2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱

点イ 基点 1 から真方位 38 度 30 分 6,500 メートルの点

点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位 342 度 30 分 6,500 メートルの点

点ハ 弁天島北端標柱から真方位 317 度 30 分 8,000 メートルの点

点ニ 弁天島北端標柱から真方位 272 度 30 分 12,000 メートルの点

点ホ 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻埼に設置した標柱から真方位 270 度 30 分 12,000 メートルの点

点へ 基点 2 から真方位 272 度 30 分 7,000 メートルの点

9 次の基点 1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点 2 を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第 44 号、同 46 号及び 48 号の共同漁業権漁場を除いた区域。

基点 1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱

基点 2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱

点イ 基点 1 から真方位 38 度 30 分 6,500 メートルの点

点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位 342 度 30 分 6,500 メートルの点

- 点ハ 弁天島北端標柱から真方位 317 度 30 分 8,000 メートルの点
- 点ニ 弁天島北端標柱から真方位 272 度 30 分 12,000 メートルの点
- 点ホ 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱から真方位 270 度 30 分 12,000 メートルの点
- 点ヘ 基点 2 から真方位 272 度 30 分 7,000 メートルの点

10 次の基点 1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点 2 を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第 44 号、同 46 号及び 48 号の共同漁業権漁場を除いた区域。

- 基点 1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱
- 基点 2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱
- 点イ 基点 1 から真方位 38 度 30 分 6,500 メートルの点
- 点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位 342 度 30 分 6,500 メートルの点
- 点ハ 弁天島北端標柱から真方位 317 度 30 分 8,000 メートルの点
- 点ニ 弁天島北端標柱から真方位 272 度 30 分 12,000 メートルの点
- 点ホ 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱から真方位 270 度 30 分 12,000 メートルの点
- 点ヘ 基点 2 から真方位 272 度 30 分 7,000 メートルの点

11 次の各点を順次に結んだ 8 直線によって囲まれた区域

- ア 基点第 1 号（青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱）から磁針方位 78 度 30 分 6,000 メートルの点
- イ 基点第 3 号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位 54 度 30 分 4,500 メートルの点
- ウ 基点第 6 号（青森県上北郡おいらせ町字東下川原にある百石漁港 3 級基準点（3 NO. 2）から真方位 184 度 4 分 107 メートルの点に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 215 メートルの点から真方位 67 度 30 分 5,200 メートルの点
- エ 基点第 7 号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 5,600 メートルの点
- オ 基点第 8 号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森 13 番地に設置した標柱から真方位 354 度 30 分 364 メートルの点から真方位 82 度 30 分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱）から真方位 82 度 30 分 3,700 メートルの点
- カ 上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東 6,000 メートルの点
- キ 八戸市鮫角灯台中心点から真方位 357 度 30 分 9,000 メートルの点
- ク 青森県と岩手県との県境にある廿一川尻に設置した堺石と新太鼓石を見通した線上の同境界石から 9,300 メートルの点

- 12 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。
点ア 物見崎灯台中心点から真方位 50 度 4,950 メートルの点
点イ 物見崎灯台中心点から真方位 58 度 5,700 メートルの点
点ウ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位 116 度 5,300
メートルの点
点エ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位 122 度 4,200
メートルの点
- 13 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位 74 度 3,850 メートルの点
点イ 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位 75 度 30 分 4,750 メートルの点
点ウ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位 94 度 30 分 4,500
メートルの点
点エ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位 91 度 4,550
メートルの点
点オ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位 101 度 30 分
3,750 メートルの点
点カ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位 94 度 30 分 3,700
メートルの点
- 14 次の点ア、オ、カ、キ及びアの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域。
点ア 北緯 41 度 30.99 分、東経 141 度 03.15 分
点オ 北緯 41 度 31.34 分、東経 141 度 03.33 分
点カ 北緯 41 度 30.30 分、東経 141 度 07.10 分
点キ 北緯 41 度 29.47 分、東経 141 度 07.10 分
- 15 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域。
点ア 基点第 20 号(青森県下北郡風間浦村村大字下風呂と同易国間との境の赤石に
設置した標柱)から真方位 336 度 30 分 4,600 メートルの点
点イ 基点第 20 号から真方位 343 度 30 分 5,200 メートルの点
点ウ 基点第 21 号(青森県下北郡風間浦村大字易国間と同蛇浦との境の称和石に設
置した標柱)から真方位 30 度 4,600 メートルの点
点エ 基点第 21 号から真方位 31 度 3,800 メートルの点
- 16 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域。

- 点ア 基点第 21 号から真方位 22 度 30 分 3,800 メートルの点
- 点イ 基点第 21 号から真方位 23 度 4,500 メートルの点
- 点ウ 基点第 22 号（青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱）から真方位 42 度 30 分 4,350 メートルの点
- 点エ 基点第 22 号から真方位 43 度 30 分 3,650 メートルの点

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

3 備考

- (1) この公示に係る許可又は起業の認可は、青森県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可の条件は、廃止前の青森県海面漁業調整規則（昭和 43 年青森県規則第 11 号）第 14 条の規定により付けた制限又は条件とする。